

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と坂本電気工事株式会社（以下「乙」という。）は、福山市地域防災計画 震災対策編 第2章 第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙が保有している物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、市内の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）飲料水入りレギュラーボトル（以下「ボトル」という。）
- （2）ボトル用ウォーターサーバー

（供給物資の数量）

第5条 第2条の規定により、甲から協力要請があった場合、乙は最初の対応（以下「一次対応」という。）として、次の数量の物資を提供する。

- （1）ボトル 120本（1.4t）
- （2）ボトル用ウォーターサーバー 5台

2 一次対応以後の対応（以下「二次対応」という。）については、乙は可能な範囲で行うものとする。

（要請手続）

第6条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定（以下「指定場所」という。）し、甲は指定場所へ職

員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(未使用物資の引取り)

第8条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めにより乙はこれを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

(費用)

第9条 第3条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、次のとおりとする。

(1) 一次対応分については、無償とする。

(2) 二次対応分については、ボトルの対価のみを甲が乙に支払う。

2 第3条の規定により、乙が行う物資の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。

(連絡先確認及び報告)

第10条 この協定の万全な実行を図るため、甲乙は、双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第11条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第12条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2014年（平成26年）12月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市箕沖町36番地3
坂本電気工事株式会社
代表取締役 坂本 和政